

## 小牧市小中学校部活動検討委員会設置要綱

〔令和4年6月20日〕  
4小教学第574号

(設置)

第1条 小牧市立小学校及び小牧市立中学校(以下「小中学校」という。)における部活動のあり方に関し必要な事項を検討するため、小牧市小中学校部活動検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 部活動のあり方に係る情報収集に関すること。
- (2) 部活動のあり方に関し必要な事項の検討に関すること。
- (3) その他部活動のあり方に関し必要なこと。

(組織等)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、小牧市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小中学校の児童生徒の保護者
- (3) 公益財団法人小牧市スポーツ協会が推薦する者
- (4) 一般財団法人こまき市民文化財団が推薦する者
- (5) 小中学校の校長
- (6) 小中学校の教頭
- (7) 小中学校の教員(前2号に規定する者を除く。)
- (8) その他小牧市教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、会議において、必要があると認める場合は、議事に関係のある者に対して、出席を求め、その説明又は意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月7日から施行する。